

第5回 東京都児童福祉審議会専門部会  
(児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み  
(子供アドボケイト)の在り方に関する検討)

議事録

1 日時 令和4年10月13日(木) 18時33分～20時47分

2 場所 都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 議事

(1) 第4回専門部会での主な意見について

(2) 子供の意見表明等を支援する体制の構築について

2 今後の予定等

(閉会)

3 出席委員:

磯谷部会長、藤岡副部会長、伊藤委員、内山委員、柏女委員、川瀬委員、  
佐久間委員、田中委員、永野委員、能登委員、松原委員、武藤委員、山下委員

4 配布資料

**【資料】**

資料1 第4回専門部会での主な意見

資料2 子供の意見表明等を支援する体制の構築

資料3 意見表明等支援体制のあり方

資料4 意見表明等支援員の導入イメージ

資料5 意見表明等支援体制の構築における今後の検討事項

資料6 専門部会開催スケジュール

**【参考資料】**

参考資料1 国の動向と制度概要

開 会

午後6時33分

○小林子供・子育て計画担当課長 それでは、お待たせいたしました。本日は御忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様の御出席について御報告させていただきます。

本日、委員の皆様には全員御出席をいただいております。ありがとうございます。

なお、事務局でございますけれども、部長の奈良部が公務によりまして少し遅れております。よろしくお願いいたします。

それでは、次に本日の会議資料の確認をお願いいたします。

会議次第がございまして、次に資料1「第4回専門部会での主な意見」

資料2「子供の意見表明等を支援する体制の構築」

資料3「意見表明等支援体制のあり方」

資料4「意見表明等支援員の導入イメージ」

資料5「意見表明等支援体制の構築における今後の検討事項」

資料6「専門部会開催スケジュール」

参考資料1といたしまして、前回お配りした資料ですが、「国の動向と制度概要」をおつけしております。

資料につきまして過不足はございませんでしょうか。よろしいですか。

なお、本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますのでよろしくお願いいたします。

また、御発言に際しましては、マイクのスタンドにありますボタンを押してから御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第5回専門部会を開催させていただきます。

この後の進行は、磯谷部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○磯谷部会長 皆さん、こんばんは。今日もまたよろしくお願いいたします。

それでは、早速審議に入っていきたいと思います。

前回は、子供の意見聴取実施結果について報告及び意見交換を行い、本部会において共有をいたしました。その後、意見表明等支援の論点整理、今後の検討の方向性について議論をいたしました。

本日は、まず前回の本部会における議論を振り返った後、子供の意見表明等を支援する体制の構築について、事務局から資料の御説明をいただいた上で議論を深めてまいりたいと思います。

それでは、まず議事1の「第4回専門部会での主な意見について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○小林子供・子育て計画担当課長 それでは、資料1をご覧ください。

前回いただきました御意見を「意見表明等支援の全体像について」、「意見表明等支援事業について」、それから「その他」の3つに分けてまとめております。

まず「意見表明等支援の全体像について」の部分でございます。

1点目といたしまして、「子供が意見を表明できる環境を整えるためには、一つの仕組みに頼るのではなく、子供の周りにいる大人がそれぞれの立場で支援し、意見表明等支援の基盤を底上げすることが重要」とのことでした。

これに関係いたしまして、既存の取組と新たな仕組みにつきまして、それぞれ御意見をいただいております。

既存の取組につきましては、「日々の生活において意見を考慮される経験が蓄積されるよう、子供の周りにいる大人一人ひとりが、意見を聴く姿勢や聴く力を身につけることが必要」とのことでした。

新たな仕組みについては、「既存の意見表明等を支援する取組を補完するものとして検討し、子供の意見表明等を支援する体制を全体として機能させていくことが重要」との御意見をいただいております。

次に2点目として、「子供と周りにいる大人が良い関係であることが、子供が安心して意見を表明するための基本となる。意見表明等支援には、周りにいる大人が子供に対して支援することが必要な内容も明らかになる効果があるのではないか」ということでした。

続きまして「意見表明等支援事業について」の御意見です。

まず1点目として、「措置内容が子供の意見と異なる場合もあるが、措置決定のプロセスに子供自身に関わること、なぜ措置が必要と考えているのかを、子供の特性や年齢に合わせて説明することが必要」だとの御意見がありました。

また、2点目として措置決定の場面への意見表明等支援員の導入に当たり検討すべき内容について御意見をいただいております。

まず、保護者の契約で入所する児童への支援、意見表明等を支援する子供の年齢、意見

表明等支援の対象となる措置決定の範囲、少年審判で措置が決定した子供などについても対象とするかどうかについて検討が必要ではないか。

次に、「手続きについて、措置決定の過程における子供や意見表明等支援員の参画方法、意見表明等支援員と児童相談所職員の連携方法について整理が必要ではないか」。

そして、「意見表明等支援員の担い手について具体的な検討が必要ではないか」という御意見をいただいております。

最後に「その他」の御意見として、「意見表明等支援員を導入するだけでなく、子供を支援する大人がそれぞれ意見表明等支援を担うことで、子供が話しやすい大人を選んで意見を言えると良いのではないか」、「相性が良いと思った大人から、場面を限定せずに長く支援を受けられるような柔軟な仕組みがあると良いのではないか」、「子供から聴いた意見にどうフィードバックするかを検討する必要があるのではないか」などのお話をいただきました。

第4回専門部会でいただきました主な意見については、以上になります。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

今、御説明いただきました点について御意見や御質問、あるいは補足をしたい点とかございましたらおっしゃっていただければと思います。いかがでしょうか。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 3点あります。

1点は、「意見表明等支援事業について」ということで中見出しが2つありますけれども、その1番目の中見出しのところなのですが、2行目に「子供の特性や年齢に合わせて説明することが必要」と書いてあります。これはそのようなことなのですけれども、しかし、受け手の子供からすると、子供が十分に理解するよう説明することが必要ということで、児童が十分に理解するようとか、できるようという文言をしっかりとこの中には入れたほうがよいのではないかと思いますので、それは意見です。

それからもう一点、その下の「その他」というところに3つの文章がありますけれども、その真ん中のところに「場所を限定せずに長く支援を受けられるような柔軟な仕組みがあると良いのではないか」ということで、前回私は参加できなかったということもあって、これは具体的にどのようなことなのか。少し抽象的過ぎて理解ができなかったものですから、もう少し説明していただくなり、ここに少し補足というか、文章を入れるなりしないと、少しこの文章だけでは分かりづらいのではないかと思います。それが2点目です。

3点目の意見で、この後の議論の中に入ってくるかもしれませんが、意見表明等の支援が機能しているかどうかというこのチェック体制というのでしょうか。要は、色々なところで子供たちの意見表明を十分保障しなければいけないということなのですから、結果的にそこが十分保障できているのかどうかということも今後もチェックしていかないと、ざると言っただけではいけないけれども、色々な制度をつくるがそれが機能しないということになってしまうと思いますので、具体的にこの後の議論の中にも入ってきているとは思いますが、意見表明等支援が十分機能しているかどうかについてのチェック機能についてはどこかで議論したほうがよいのではないかと思います。

以上、3点です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

1つ目は、「意見表明等支援事業について」の2つ目の中見出しの1つ目のところに、要するに子供がきちんと理解ができるように年齢や発達など、そういったところを踏まえて、説明が必要ということでしょうか。

○武藤委員 はい。

○磯谷部会長 一応、これは前回のものをまとめているということなので、意見としてその点については受け止めさせていただきます。

2つ目の「その他」の「場面を限定せずに長く支援を受けられるような柔軟な仕組み」、ここについては事務局から何か補足して御説明できますか。

(山下委員挙手)では、山下委員からお願いします。

○山下委員 2番目は私が申し上げた点で、今までヒアリングなどでも、この大人だから話せるという信頼関係が大事だというお話があり、他方で今もその場面、場面では第三者委員がいたりしているけれども、その第三者委員が機能していなかったりする。

そうすると、例えば措置とか一時保護の時点で意見表明に関わってくださった、信頼関係を持って、この子が、この人であれば私の意見表明を支えてくれるという大人が、その後、例えば施設に入って施設のことで意見表明をしたいときに第三者委員が機能していないとか、そういったときに、あのときのあの人にこの意見表明も手伝ってもらいたいというような、場面がここで切り替わったのでこの制度でやってくださいと別の人が出るよりも、一貫して信頼関係が持てる人とつながれると、より子供の意見表明に資するのではないかというような趣旨で申し上げた次第です。

○磯谷部会長 武藤委員、今の点はよろしいですか。

○武藤委員 趣旨は分かったのですけれども、具体的にそのようなことは非常に現実的には難しいのではないかと。やはり結構、場面、場面が変わるし、里親家庭から施設に行ったりとか、施設からまた里親家庭に行ったりとか、そのような点では信頼できる関係が、現実的にはやはりそこを保障しなければいけないのだけれども、保障できないようなケースが多いということなので、具体的なところでそのようなところをつなげるシステムをつくらないと、趣旨的には今、説明を受けてよく分かったのですけれども、これを具体的にどうするのかということも少しよく分からなかったもので質問させていただいたということです。

結構です。ありがとうございます。

○磯谷部会長 おそらく、山下委員は社会福祉法人カリヨン子どもセンターなどの取組なども念頭に置いて、息の長い関わりというものを考えられたのかなと今、聞いていて思いましたけれども、武藤委員の問題意識からすると、それはそれとしてもやはり一貫してということは難しい場面もあるので、そのつなぎというところをしっかりと行っていく仕組みを整える必要があるのではないかとこの理解でよろしいですか。

(武藤委員 首肯)

○磯谷部会長 ありがとうございます。それもまた後で議論の対象にしたいと思います。

前回の部会での主な意見について、何かさらに御意見や御質問、補足などございませんでしょうか。

では、これについてはそのようなことにしておきましょうか。

次の議題(2)の「子供の意見表明等を支援する体制の構築について」にまいりたいと思います。こちらにつきましては、資料の2から5までを事務局から一括して御説明をいただいた上で時間を取って議論していきたいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○小林子供・子育て計画担当課長 御説明をさせていただきます。

資料2から資料5の構成なのですけれども、まず意見表明等を支援する体制の全体的方向性と本部会で取りまとめていく内容、それから今後国から示される予定となっているマニュアルやガイドラインを踏まえて検討が必要な事項について、それぞれ事務局でたたき台をまとめております。

具体的には、資料2が全体的方向性に関するもの、資料3が本部会でまとめていただくもののうち各論の詳細に関するもの、資料4がそれをイメージ図に落としたものになります。

す。そして、最後に資料5がマニュアルやガイドラインを踏まえて決めていくべき詳細な事項になっております。その順で御説明をさせていただきたいと思っております。

では、まず資料2をご覧ください。こちらが全体の方向性や、全体のつくりにあたる部分になります。

まず資料上段の「意見表明等支援の方向性」ですけれども、この間の議論を踏まえまして主な視点として4つ記載しております。

1点目が「子供の意見表明の先に、子供の最善の利益がある」ということ。

2点目として「子供が話しやすい大人を自ら選び、意見を表明できるよう、子供の周りには大人一人ひとりが意見を聴く姿勢を持ち、日々の生活において子供が意見を表明しやすい環境を整えることが重要」であること。

3点目として「一つの仕組みに頼るのではなく、子供の周りには大人がそれぞれの立場で支援していくことが重要」であること。

4点目として「子供が意見を表明するためには、考えを整理して意見を形成するための支援と、形成した意見を伝えるための支援が必要」であることとまとめております。

これらの視点を踏まえまして、方向性としては矢印の先に太字で記載しておりますとおり、「子供の意見表明等を支援するためには、子供自身や意見を聴く大人が意見表明等の重要性を理解し、子供が自分の考えを整理して大人に伝えるための手助けをすると共に、子供の権利を擁護する仕組みを整えることが必要」とまとめられるのではないかと考えております。

この方向性を基に現在の都の取組を補完し、意見表明等支援体制を構築していくために必要ではないかと考えられる取組を下にまとめております。

「意見表明等支援体制の構築」に当たっては、子供が意見を表明できる環境を整え、意見の形成及び意見の表明を手助けすることを意見表明等支援と捉えまして、更なる支援の向上のために本部会ではこの資料にあります3つの枠組みで取りまとめるにはいかがかと考えているところです。

その3つの枠組みのうちまず1つ目が、「意見表明等の理解促進」でございます。こちらは、子供の理解促進と大人の理解促進に分けて記載をしております。子供の理解促進については既に緊急提言もいただいておりますが、「子供が権利について知り、意見を表明することができるよう、子供の権利の啓発を図る」こととしております。

そして、大人の理解促進としては「児童相談所職員、里親及び施設等職員が、子供の意

見を適切に考慮・反映した支援をできるよう、意見表明等の重要性について理解促進を図る」こととしております。

次に2点目、「意見表明等を支援する仕組みの充実」でございます。こちらは、既存の取組の促進と新たな仕組みの導入に分けて記載をしております。

既存の取組につきましては、「施設等の第三者委員や意見箱の活用を促進する」こととしております。

そして、新たな仕組みについては、「子供自身の考えを整理し、大人に伝えることを支援するため意見表明等支援員を導入する」こととしております。

最後に、3点目が「児童福祉審議会への申立」です。児童相談所の職員や里親、施設職員などが子供の意見をしっかりと聞き、意見表明をしやすい環境を整えていくことが基本ではありますが、その中でなかなか子供自身が納得できないという場合には、更なる権利擁護の仕組みとして子供本人が児童福祉審議会に申し立てることができる体制を整えてはどうかと考えております。

資料2の説明は以上になります。

続いて、この3つの枠組みについて取組を進めるための方向性、各論部分を次の資料に記載しておりますのでご覧ください。

資料3の「意見表明等支援体制のあり方」という資料でございます。

まず「①意見表明等の理解促進」につきましては3点挙げております。先ほどの資料と重なるところもございますけれども、1つ目が子供の理解促進に関するもの、2つ目が大人の理解促進に関するもの、そして3つ目が「措置決定の場面において、児童相談所職員が子供の意見を丁寧に聴くための体制を整える」としております。

次に「②意見表明等を支援する仕組みの充実」について、「第三者委員と意見箱の活用促進」に関する内容と「意見表明等支援員の導入」に関する内容にそれぞれ分けて記載をしております。

「第三者委員と意見箱の活用促進」につきましては、子供の意見聴取の中で第三者委員に相談したいという意見がありましたように、適切に運用されている施設では子供が有効に活用している一方で、アンケートの結果から施設によって運用実態に差があることが明らかになりましたので、運用の底上げを図り、活用を促進することが必要だと考えております。

次に「意見表明等支援員の導入」につきましては、まず職務は「専ら子供の立場から、



子供との信頼関係を基礎として、子供の意見を様々な方法で傾聴するとともに、子供の考えの整理を後押しし、子供が望む場合は意見表明を支援したり代弁したりすること」としております。

次に活動内容については、「面談等を通じて子供の意見形成等を支援し、子供の希望に応じて意見を代弁すること」としてありまして、「児童相談所や施設等の支援方針と子供の意見が異なる場合は、児童相談所や施設等の職員が調整を行う」ことを想定しております。

また、担い手については、まずは社会的養護に関する知識を有するソーシャルワーカー等の福祉専門職に委託することを基本としてはいかがかと考えておりますが、担い手につきましても、先ほどの前回の議論のまとめでも説明しましたとおり、具体的な担い手の検討が必要と指摘されている段階ですので、御意見をいただければと考えているところです。

それから、導入場面につきましても、まずは現在子供の意見表明等を支援する仕組みがない場면을優先することといたしまして、次の3つの体制でモデル的に開始してはいかがかと考えているところです。

1つ目が、「一時保護中の子供に対して、措置決定にあたり意見表明等支援員が意見を聴く体制」。

2つ目が「里親等委託中の子供が、希望に応じて意見表明等支援員と面談をできる体制」。

そして、3つ目が「子供本人が児童福祉審議会へ申立てを行う場合に、希望に応じて意見表明等支援員による申立手続きの支援、児童福祉審議会での意見聴取への同席及び代弁をできる体制」。

この3つの体制でモデル的に開始しまして、その後は意見表明等支援員の活動結果を効果検証し、段階的に導入範囲等を拡大していくことを想定しております。

また、担い手の質の確保としては、意見表明等支援員として従事するためには、事前に都が実施する研修を修了することとし、研修を通じて子供の権利擁護や意見表明等支援に関する基本的事項、それから意見表明等支援に関する実践のノウハウ等を習得することとしております。

さらに、子供の特性や年齢に応じた支援をできるよう、意見表明等支援員をサポートする仕組みについても何らか整えていく必要があると考えております。

最後に「③児童福祉審議会への申立」でございます。

まず「子供本人が児童福祉審議会に申し立てることができる体制を整える」こととして

おりますが、子供本人が申し立てることができる案件は次にありますとおり、措置内容に関することを基本としてはどうかと考えております。

また、審議を行う児童福祉審議会委員については、子供の権利擁護や意見表明等支援に関する研修を受けていただくなどにより、専門性を担保することとしております。

そして、先ほど意見表明等支援員の導入のところでも触れましたが、子供本人への意見聴取に当たっては、子供の希望に応じて意見表明等支援員が同席や代弁をできる仕組みとすることとしております。

この③につきましても、前回あまり詳細に議論できておりませんでしたので、御確認いただければありがたいと思っております。

資料3につきましては以上でございます。

そのまま続いて「意見表明等支援員の具体的な導入イメージ」、資料4の御説明をさせていただきます。

資料4は意見表明等支援員をモデル的に導入する3つの場面をまとめたイメージ図になっております。補足の説明を下のほうに※印で書かせていただいておりますけれども、まず、担い手と、それから活動範囲を※1、※2で書かせていただいております。

意見表明等支援員は、社会的養護に関する知識を有するソーシャルワーカー等の福祉専門職に委託することを基本といたしまして、一時保護所、里親家庭、施設を意見表明等支援員が訪問して面談をするという活動形態を想定しております。

一時保護中の子供の支援につきましては図の左側の部分になっておりまして、想定される主な面談内容として援助方針の決定や一時保護の解除、里親等委託や施設入所の措置決定を記載しております。このうち太枠で囲っております措置決定の場面につきましては、※3にありますとおり小学校高学年以上は原則として一律に面談することといたしまして、効果検証に子供の意見を反映するようにはいかかかと、モデル事業においてはそのようなやり方で考えてみるのはどうかと考えております。この辺りについても御意見をいただければと思います。

次に、里親等委託中の子供の支援については図の右上になっておりますが、網掛けの中にありますとおり自立支援計画や措置内容に関するものの他、里親家庭等での生活に関する意見につきましても意見表明等支援員の面談の対象として想定しております。

それから、※4にありますとおり、一時保護中や里親委託中の子供の意見を意見表明等支援員が代弁する場合には、児童相談所はその内容を子供本人の意見として取り扱い、記

録する取扱いにしてはどうかと考えております。

最後に児童福祉審議会への子供本人の申立てについては、措置内容に関することを基本といたしまして、左上の一時保護中の面談、そして右上の里親委託中の面談のうち、点線で囲っております自立支援計画の策定と措置内容に関する意見について、子供が申立てをしたいという場合に希望に応じて支援することとしまして、さらに右下の施設入所中の子供についても点線で囲ってあります自立支援計画の策定や措置内容に関する意見で、子供が申立てをしたいという場合には希望に応じて意見表明等支援員が支援することを想定しております。この役割分担等が適切かどうかというようなことにつきましても、御意見をいただければと思っております。

資料4につきましては以上となります。

続きまして、資料5をご覧ください。こちらは意見表明等支援体制の構築における今後の詳細な部分の検討事項になっております。この資料の一番下にこれも※印で書いておりますけれども、この資料5に記載している内容は今年度中に国が策定する予定の権利擁護スタートアップマニュアルや、意見表明等支援員の養成ガイドラインを踏まえて検討が必要になる事項なのではないかと考えているところです。

そのため、本部会においてそれぞれの詳細を決めていくということではなく、今後検討が必要な事項としてお示ししていただく形で取りまとめるはかがかかっているところですので。

具体的な内容ですけれども、まず「①意見表明等の理解促進」については児童相談所職員、里親、施設等職員それぞれについて、子供の意見表明を支援することの重要性に関する理解を促進するための効果的な方法の検討が必要である。

それから、「児童相談所職員が子供の意見を丁寧に聴くために、意見表明等支援員との連携について検討が必要」としております。

「②意見表明等を支援する仕組みの充実」については、まず「第三者委員と意見箱の活用促進」として、第三者委員については標準的な施設等の訪問頻度や子供の面談方法を示したり、効果的な取組事例を周知すること、意見箱については標準的な開封頻度を示すことなどにより活用を促進するための方法について検討が必要としております。

それから「意見表明等支援員の導入」として、まず措置決定の場面においてモデル的に開始する場所、児童相談所の措置決定過程における意見表明等支援員が聴取した意見の取扱い、児童相談所職員と意見表明等支援員の連携方法、意見表明等支援員の面談対象とな

る子供の年齢などの検討が今後必要になるかと思っております。

また、次に契約により入所する子供については、措置による入所との手続の違い等を踏まえた上で、意見表明等支援の実施について検討が必要、そして、里親等委託中の子供の支援については、面談のタイミング、意見表明等支援員のアクセス方法、子供や里親等への周知方法、既存事業との連携方法などの検討が必要、また、児童福祉審議会への申立にあたっての支援については、意見表明等支援員へのアクセス方法、子供や児童相談所、施設等の関係機関への周知方法、既存事業との連携方法などの検討が必要、そして、意見表明等支援員をサポートする仕組みについては、サポートするために必要な専門性、子供の面談内容の守秘義務との整合などの検討が必要としております。

最後に「③児童福祉審議会への申立」については、審議に当たり児童福祉審議会委員が子供本人の意見を丁寧に聴取すべきことや、児童相談所等から同一の諮問があった場合の審議結果の調整の必要性等を踏まえ、子供権利擁護部会での審議とするか、新たな部会での審議とするかについても検討が必要、そして、申立を受けた後の調査審議や子供へのフィードバックについて、体制やフローの整理が必要としております。

以上が、事務局でまとめたたたき台となります。御説明は以上でございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ここから質疑、それから意見交換の時間としたいと思うのですが、議論を少し整理しながら進めていきたいと思うので、まず先ほど事務局からありました資料2が全体的なスキームということになりますが、そちらについて議論をしていただいた上で資料3以下についてさらに議論をしていきたい。そのような意味では2段階で行いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○磯谷部会長 では、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず資料2ですね。方向性や体制の大きな枠組み、こちらについてまず質問も結構ですし、御意見もいただければと思います。順不同で、どうぞどなたでも結構でございます。

川瀬委員、お願いします。

○川瀬委員 川瀬でございます。

資料2のところでも1つ、2段目の「意見表明等支援体制の構築」で「環境を整え」という表現があります。これまで、どのような環境であれば声を上げやすいかというようなこ

とはヒアリング等を通して少しずつ明らかになっているところだと思うのですが、一方で専門職の方々がどのようなときに余裕がなくて子供の声をきちんと聞くことが難しくなっているのかとか、あるいは例えば一時保護所の入所率だとか、その措置先の選択肢の少なさだとか、そのような社会的な要因などが、子供の声というよりは、これしかないというように決め打ちで方針を決めていかなければならないような、そのような社会や環境的な要因の中でどのような要素が子供の意見を自由に言うことへの阻害要因になるのかということとは一回整理をする必要があるのではないかと考えています。

2点目ですけれども、この全体の方向性の中で子供の参画ということをごどこかに入れていただきたいと思っております。例えばイギリスの意見表明の仕組みで言うと、ケアを離れた方たちが広報に参画をしていたり、ここで言う意見表明等支援員の養成研修や、あるいはアドボカシーサービスの評価に対しても当事者の方が関わっているということで、様々な意見表明のプロセスの中で養成や仕組みづくりから実施をして、それがどうだったかということに至るまでかなり当事者の参画というものがきちんと盛り込まれていますので、ここでは子供の参画という視点でいくと「自ら選び」というところはそれに該当するかと思うのですが、これだけだと少し弱いかなという感じもするので、ぜひ子供の参画や、あるいは子供主導の原則をどのようにこの中に表現していくかということも大事なことかと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

今の参画についてですけれども、確認をすると、まず意見表明等支援員の養成課程でも参画ということと、あとは実施の過程、それから評価の場面でも参画。

○川瀬委員 そうですね。あとは、子供に対して、例えばパンフレットであったり、様々な方法で、田中委員などは色々なところで当事者としてのメッセージを発信して下さっていますけれども、このような仕組みがあるということ当事者自身が発信していくというところにも関わられるかなと思います。

○磯谷部会長 今、当事者と言っていたのは、田中委員のことをお話しいただいたので、児童養護施設経験者というところもあり、あとは実際に子供というところも含めるようなイメージですか。どのイメージでしょうか。

○川瀬委員 例えばイギリスなどでは、ケアリーバーの方がやっているかなと思います。まさにケアの中にいると少し参画は難しくなるかなと思うので、少し離れたりとすると、色々

な参画の選択肢が増えてくるかと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。よく分かりました。

今の関連でも結構ですし、何か他の点でも資料2についていかがですか。

では、永野委員お願いします。

○永野委員 ありがとうございます、永野です。

資料2は全体像だと御説明いただいたので、そのレベル感での意見ということなのですが、やはり1つは方向性のところで後段というか、他の資料に出てくるのですが、やはりこれが何のためなのかということとはきちんとはじめに確認する必要がある。言わずもがなですけれども、これは子供の権利の保障なのだという、そこははじめにみんなで確認する必要があるかと思います。12条と言わなくてもよいかもしれないけれども、これは子供の権利の保障のためだということです。

それから、先ほど川瀬委員がおっしゃったことと近いかもしれませんが、今回の児童福祉法改正の大きなところというのは当事者主体への転換だと私は理解していて、やはり当事者主体、当事者というときには今まさに子供である本人、それからケアを受けたケアリーバーと呼ぶのがよいか分からないけれども、経験した方たち、そういったケアを受けた当事者の方たちの視点を主体にするという、そこへの転換なのだとは私は思っていて、そのようなことをきちんと説明するということが、もしかすると後段に出てくる、どうやって理解をしてもらおうかということにつながっていくかと思います。そこを、覚悟を持ってはじめに書くということは非常に大事かと思いました。

それで、この右下に出てくる体制のチャートというか、図表も非常に整理に役立つなと思ったのですが、丸が3つ重なっているのですが、おそらく①が一番大きくて、②がその次で、要するに①が土台にあって権利の底上げのようなことがあって、その上に②があって、③がさらにその先のような、何となくレベルが①、②、③とあるというよりは私は円錐かと思ったのですが、もっとよいアイデアがあれば。

しかし、言いたいことは、①がやはり基盤にあって乗っていくという感じなのかなと少し思いました。

あとは、子供の権利ノートはどのように位置づけるかなと思ったということと、これは本当に単純な疑問で、初めてこのようなところになるのでこれは完全に場違いな発言だと理解しながらなので、子供の「供」が漢字なのは非常に不思議なままで、色々東京都の事情があるということも頭では理解しているのですが、平仮名にしたらよいので

はないかということだとか、それがもし難しくても意見表明等支援員だとか、少し硬いものをもう少し柔らかく伝わるようにする必要があるかと思います。

あとは、漢字の「子供」もやはり少し違和感が残るということだけ、すみませんが、全く分からないままむちゃな発言をしています。

以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

では、松原委員お願いいたします。

○松原委員 永野委員の御発言を聞いて懐かしくて、随分、私も抵抗したのですが、あまり論理的な理由はなかったような気がします。

それはそれとして、川瀬委員、永野委員の御発言は非常に貴重だと思いますが、私は割合と現実の面も見てしまうので、この意見表明等支援員はどこにいるのだということが疑問なのですね。独任官というわけではないとすると、どこの所属で行えるのか。それがないと、施設にも里親家庭にも入って行きにくいと思うのです。ここの議論はきちんとしておかないと、来年度からスタートを想定される、あるいは再来年度の令和6年度からのスタートを想定するとしたら、その議論をもう始めておかないと養成どころの話ではなくなってしまうので、ぜひそのところは皆さんの御意見も聞いて、独立性を保ったポジションが必要だと思いますし、今、出てきたまとめを見ると相当時間量も割かなければ完遂できない任務だと思うのです。

そうすると、何か片手間に行うというわけにはいかないだろうと思いますし、かといって、平たい言葉で言うと、ではそれで飯が食えるほどの給料が出てくるかというとなかなかそれも難しいだろうと思うので、その辺りのところは少し皆さんのアイデアも集めながら議論していったほうがよいと思います。

結局、空回りしてしまうと、始まってみると非常に限定された制度になってしまう可能性もあるので、ぜひその点を議論していただきたいと思います。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。

今の最後のところは非常に重要で、おそらく、今日のメインテーマの一つになるのでしょうけれども、それは資料3以下のところで担い手についてぜひ議論をさせていただければと思います。

その前に、永野委員のお話にあった、何のための制度なのかということで、子供の権利擁護だということ、権利保障だということは異論がないところだとは思いますが、ま

め方のところで工夫をしていただければと思います。

あとは、当事者主体への転換というお話だったかと思いますがけれども、要するに措置をするというような行政側からの視点ではなく、子供自身がそれに対してどう考えているのかということだったと思いますので、この仕組みがそれを体現しているのだろうと思いますけれども、その辺りもまた、説明のところで工夫していただければと思います。

図のところは、確かに言われてみればというところがありまして、何か事務局ありますか。

○小林子供・子育て計画担当課長 おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。修正させていただきます。

○磯谷部会長 確かに、なかなか難しいところですね。

あとは、漢字の「子供」のところは先ほど松原委員が言葉少なく語っていただいたので、もうそれでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。非常に参考になりました。

資料2の全体的な枠組みについて、他はいかがでしょうか。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 方向性の中見出しの2つ目で、この意見表明に関して「子供の周りには大人一人ひとりが意見を聞く姿勢を持ち、日々の生活において子供が意見を表明しやすい環境を整えることが重要」と、これはまさにそうなのですね。

ただし、現実的に私たちの施設の現場などを見ていると、このようなことを非常に理解して進めようという職員と、これは児童福祉に関わる部分の基本の基のところだと思うのですが、そこの理解が足りない職員、それから全体的にこのことを施設の運営方針の最重要課題に位置付けて支援をしている施設と、まだまだこのところが十分理解できていないというか、そのような点では現実的にいくと施設も里親家庭もそうなのだと思いますけれども、やはり差というのでしょうか、現場では格差が生じているような気がします。

これは、具体的にいうと資料5の今後の検討課題ということになってくると思うのですが、国が子供の権利擁護ということは一体何なのかということをして20年ぐらい前だったと思うのですが、「子供の権利を擁護するために」という解説書を、現場で関わる者みんなで書いた冊子があるのですね。

子供の権利を擁護するということは現実的にはこのようなことなのですよという具体的な事例なども入れて、それをバイブルではないけれども、教科書にしながら私たちが仕事



をしたという時代があるのですが、場合によっては子供の権利を擁護するということが現実的にはこのようなことなのですよということを分かりやすく解説する解説本のようなものも含めて用意する必要があるのではないかとということを非常に感じているのですね。

これを言うと、何か自分のほうに返ってくるからどうかとも思うのですが、この2番目のところをやはり最重要視したいのですが、現実的には非常に格差が生じていたりするので、その標準化を図ったり、現実的にはこのことを実現するためにはやはりこのようなことをきちんと毎日のところでしましょうよ、それがいわゆる子供の意見表明権を尊重することなのですよということを解説していかないと、よく理解できないという部分が出てくる可能性があります。

ですから、今後の課題の中に入れるのかどうかは分かりませんが、そのようなことがもう少し現実的に分かるような解説本のようなものというのでしょうか。それはできれば現場の方たちに書いてもらうというようなことを含めて、東京都で行うのか、国全体で行うのかは別として必要な気がしたものですから、発言させていただきました。

以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

要するに、このような制度ができたと他人事のように受け止められるのでは困りますよと、やはりその理念というものはまさに子供の意見表明、子供の権利擁護というところでこの制度がつくられたのだというところをしっかりと現場にも分かってもらいたい。特に武藤委員の場合だと施設の現場にも分かってもらいたいということで、その一つのツールとして解説本のようなものをむしろその現場の方たちが書くということで自ら成長するのではないかとイメージですよね。今後の取組に非常に参考になるお話だったかなと思います。

他はいかがですか。

では、柏女委員お願いします。

○柏女委員 資料2は、とてもよい方向性を提示してくださったなと思います。それで、今、皆様方の御発言を伺って、おそらく報告書をイメージするとこれが章立てのようになる気がして、全体を通じてそうなっていますので、そうだとするならば、意見表明等支援の方向性から始まるのではなく、まさに永野委員がおっしゃったように当事者主体への転換なのだという価値の転換の話をしっかりとした最初のところでも触れていったらどうかと思いました。

つまり、意見表明支援とは何かというようなことを最初に触れて、そして方向性にあって、それははじめに述べてもよいのですけれども、方向性が1章で、2章が意見表明等支援体制の構築。

これはこれでよいのですけれども、この後に松原委員がおっしゃった意見表明等支援員そのものについての議論ももう少し詰めなければいけないのではないかと思います。そうだとすると、ここは支援体制の構築なのでその中に意見表明等支援員をどうするかということが入っているのですけれども、やはりそれは特出しをして意見表明等支援員の在り方のようなものを1つ入れて、そして③の「児童福祉審議会への申立」というようにつなげていったらどうかと思いました。

意見表明等支援員の議論ということはとても大事なことで、独立型にするのか、それからペイの話もそうですけれども、本当に議論しなければいけない、方向性を固めなければいけないところが多いので、そこは1つ特出しをしてもよいのではないかと思います。

以上です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

おそらく、その後の議論も踏まえた形で、今のようなフィードバックで特出しができるかどうかという感じですね。ありがとうございます。

少しだけ、私からもすみません。先ほどの永野委員の図の話にも少し絡むのですけれども、「意見表明等支援の方向性」の上の矢印がある部分がありますよね。ここでラインを引いてあるところを読むと、1つ目のところが「子供自身や意見を聴く大人が意見表明等の重要性を理解」、2つ目が「子供が自分の考えを整理して大人に伝えるための手助け」、これが②ですよ。

それで、「共に」と言って「子供の権利を擁護する仕組みを整える」と言っているのは、おそらくこの図にある意味引きずられてといいますか、結局のところこの児童福祉審議会への申立てを意味するのかなと読めるのですけれども、おそらく、子供の権利擁護ということが大目標であって、そこに向かう意見表明の中の、先ほど永野委員はピラミッドとおっしゃったけれども、おそらくそのような位置づけだとも思うので、図を少し考え直す場合にはこの矢印のところも少し再検討したほうがよいかなと思った次第です。ここもまた少し整理をしていただければと思います。

それからもう一つ、先ほどどなたかがおっしゃったか、チェックをする仕組みというのは、武藤委員ですね、それはこの全体の体制のところと絡んでくると思うのですけれども、

それを入れたほうがよいですか。

まず委員の皆様はどんな感触ですか。入れたほうがよいですか。

事務局としてはどうですか。全体の枠組みの中で、きちんとこれはいままでいっているのかというところがきちんとチェックできるような、そういった仕組みといってもまだ幅広い内容ではありますけれども、そういったものも少しこの大きな枠組みとして入れるのはいかがですか。

○小林子供・子育て計画担当課長 現在の案では、最初の意見表明等支援員自体につきましては、導入に当たってまずモデル的に行って、検証まで行うことにしております。

それで、今いただいているお話は、その検証の範囲について意見表明等支援員だけにとどまらずということなのか、その辺りについて御意見をいただければと思います。

○磯谷部会長 意見表明等支援員にとどまらずというのは、この仕組み全体のある意味チェックというところも必要なかどうなのかという御趣旨ですか。

○小林子供・子育て計画担当課長 そうですね。意見表明等支援員という新しい制度を取り入れる際の制度設計が、全体の中の一部という設計になっています。本事業が他制度との連携を前提としていますので、事務局としては、本事業がどのように活用されたのか、あるいはされなかったのかを検証していくことにより、全体としても機能しているかどうかというところが検証できるのではないかなと思っていますところ。

○磯谷部会長 皆さんの御意見がどうか分かりませんが、我々としてはモデル事業だけを提案しているというよりは、おそらくこれから続いていく、この制度の枠組みを今、語っているのだろうなと思っています、そのような半ば永続的なこの仕組みにおいてはそういったチェック体制といえますか、そのようなことが必要なのではないかと御意見と理解いたしました。

それで、今、事務局のほうはむしろ実際に来年からモデルで始めていく。当然、それは検証する。だからそれで足りるのではないかというお話だとすると、そのレベル感が少し違うのかなという感じがいたしました。

○小林子供・子育て計画担当課長 それで足りると言ってしまうと言い過ぎかもしれないのですが、全体の制度の中に新たに一つの仕組みを取り入れるので、その新たな仕組みが機能しているのか、していないのかという検証をするにおいては、その他制度との関連も当然出てくると考えております。

ですから、そのモデル事業をきちんと検証していくという仕組みの中で検証できるので

はないかというところでの案となつてございます。

○磯谷部会長 今の御説明ですけれども、委員の皆様いかがですか。

では、川瀬委員お願いします。

○川瀬委員 第2回だったか、意見箱などがどれぐらい使われているかということがあったと思うのですけれども、そのようなことや、子供の権利ノートなど、様々なツールがある中で、おそらくその定量的な評価というものは今、取りやすい状態だったと思うのですが、子供にとってそれがどう使いやすく、どう使いにくいかというようなことはあまり分かっていないと思うのですね。

その辺りは、そこまで捉えようとするとても大変ですから、今回は意見表明のところに焦点を当てて、その中でサービス評価もつけてきちんと行っていこうとするのか。

しかし、全体としてのシステムのデザインを考えるのであれば、どのような子供にとって、あるいはどのようなシチュエーションにおいてあるツールが有効だとか、あるいはどのように改善すると、より子供にとって使いやすくなるのかだとか、そもそも認知がどのタイミングでされるのかだとか、そのようなこともトータルで子供たち自身がそのツールだったり、受けたサービスに対してどう思っているのかというような使用感とか、知るすべが全くなくてよいのだろうかということは少し気になるところです。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。

今のこの評価といいますか、そういった点について他に何か御意見いかがでしょうか。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 先ほども少し意見を出させていただいたのですけれども、私もこの児童福祉審議会にずっと関わって、色々な専門部会にもずっと出てきて色々な制度をつくってきたのですが、いつも私はその場で言うことなのですが、制度をつくるのはよいのだけれども、それが本当にうまく機能しているかどうかということを、2年後だとか、3年後だとか、場合によっては5年後ぐらいにはきちんとその制度が十分機能しているか、それから本当の子供の最善の利益に対してどう影響しているかだとか、そのようなことを検証しないとつくりっ放しで、どの委員会もそうなのですけれども、そのところの検証ということが非常に弱いような気がします。

ですから、資料4の「意見表明支援の導入イメージ」の図で言いますと、中心的にはこの児童福祉審議会の子供権利擁護部会などが、やはり一人一人の意見を聞いているかどうかということを意見表明等支援員ができたところでその方に来ていただいてヒアリングを

するだとか、場合によっては今回行いましたけれども、直接利用者だとか、そのような方たちにここに来てもらってヒアリングをするだとか、そのようなことを毎年行うということは難しいかもしれないですけれども、2年とか3年に1回ぐらいはそのようなことを行う必要があると思います。

それから、先ほど言ったように意見箱や第三者委員会がそれぞれ機能しているかどうかという調査をして標準化を図ったけれども、いやいや、実際は全然まだ差があるねというようなことなどを調査してデータを取って、そこで分析をするというようなことは一定やらなければいけないのではないかと思います。

最低できることという点では調査とヒアリングだとか、そのようなものも検証の場で、それから最終的にはこの児童福祉審議会の子供権利擁護部会などが被措置児童等虐待の対応だけではなくて、本当の意味で子供たちの意見がどれだけ表明されているかどうかの検証も行うということを入れたらどうかと思いました。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。

では、藤岡委員をお願いします。

○藤岡副部会長 先ほどの議論にも関連するのですが、意見表明等支援員がこうやってできた中でかなりのプレッシャーがやはりかかるだろうなといえますか、つまり意見表明等支援員に話す子供たちは誰に対しても話せるというわけでもなくて、人を選んだり、それから関係構築のようところが色々あったりして、どのような方を用意しても意見を聞けないという側面もあるのではないかということをおっしゃるのですね。

これはかなり習熟した意見表明等支援員であっても、大人に対する信頼感が乏しいという子供たちにとっては、どんな腕の立つ人が目の前に現れても言えないものは言えない。ずっと昔から関わっている人には言えるけれども、ぱっと会った人には言えないよと、そのようなことも含んだ制度なのだということを含んでおかないと、どなたに意見表明等支援員をお願いしても、相当な方をお願いしても同様のことが起きるということが、おそらく子供を主体とした支援としては大事ではないかと思います。

そういう意味で、先ほどの議論から続いてきている、どこかのタイミングで検証するか、あるいは意見表明等支援員制度そのものの中に意見表明等支援員にきちんとお任せしたかという仕組みのようなものをつくっておかないと、意見表明等支援員にお任せしておけば結構もう言っているはずだということは子供にとってもつらいし、それから任せられた意見表明等支援員にとっても相当なプレッシャーがかかるし、大変だ。

しかし、意見表明等支援員はやはり聞けなかったときには申し訳ないけれども、もう一回チャンスをくださいというところも制度の中に含んでおかないと、かなり中途半端な形で意見表明等支援員が聞けました、それを上げますとなると、それは結果、権利擁護にはつながらないのではないかということのを少し思ったところです。

おそらくこれからの議論にもなるかと思うのですが、皆さんからいただいている御意見というものは非常に本質的なところとして、当事者主体の部分を含めながら意見表明等支援員を生かしていくことはとても大事なことかと思ったところでした。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

まだ何かございますでしょうか。

では、能登委員をお願いします。

○能登委員 今までのお話だと、意見表明等支援員という方が全部を賄うわけですね。施設だとか、一時保護所だとか、里親家庭だとか、それから契約でいくというと障害の方たちも含めてということになると、どれぐらいの人数が必要なのかということも分からないし、そのような意味では武藤委員がおっしゃったようにどこかの時点でチェックを入れていくということが必要だと思いますし、モデルケースのときにやはり固定してどこにするかということが決まってくるはずですので、その中でチェックをしてどのように増やしていくのかというようなことを検討していただいたほうが前に進むのではないかとは思いました。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。

他にはありますでしょうか。結論的には、この評価、検証といったものはやはり必要だということですね。それで、それについて最初に川瀬委員がおっしゃったのは、その当事者の参画ということも必要なのではないか。それから、藤岡委員がおっしゃったことは、日常的な形でのチェックは聞けましたかというようなことと、先ほどからお話が出ている何年かに1回の少しきちんとしたチェックであるとか、そういったものというのは両方必要ということですか。

○藤岡副部会長 両方必要だと思いますし、そもそもその意見表明等支援員が子供と話したところそのものもどのぐらいのことができているかということも、おそらくその人だけではなくてやはりチームで行っていかないと、その辺りの客観性だとか、あるいは言えたかどうかというところの確約のようなところといいますか、そのようなところも必要なのではないか。

監督でお任せして、では大丈夫ということではない仕組みづくりが必要ではないかと思  
ったのですが、サポートだと思います。

○磯谷部会長 その辺りは単なるサポートというよりも、今のはかなりスーパーバイズ的な  
話になってくるのかと思いましたがけれども、全体的なところで先ほどのような評価ないし  
検証といったところはやはり入れていただいたほうがよさそうなので、それは少し工夫し  
ていただければと思います。ありがとうございます。

他は、資料2に関してはよろしいでしょうか。もう皆さん意見表明等支援員の議論をし  
たくて仕方ないという感じでしょうか。

では、次にいきましょう。資料3から5については、いずれも関連します。特に資料3、  
4は今回の意見表明等支援のある程度の具体化というところになりますので、ここについ  
て議論をしていければと思います。どうでしょうか。やはりその核になるのが意見表明  
等支援員なので、そこから始めましょうか。

では、まずせつかく話に出ていますので意見表明等支援員の在り方だとか、担い手であ  
るとか、そういったところから議論をしていければと思います。そのようなことで、どなた  
か御意見をいただければと思います。

では、山下委員お願いします。

○山下委員 たたき台というか、本当に色々なことを考えてつくってくださっているなと感  
じまして、その上で意見混じりの質問を3つです。

1つ目がマッチングはどうするのでしょうかということと、2つ目は意見表明等支援員が  
会う人というのは誰になるのでしょうか。3つ目が、今のところソーシャルワーカー等の福  
祉職を基本とするとしたのはどうしてでしょうかということの3つです。

1つ目は、資料2の大枠のほうで上の「意見表明等支援の方向性」の2つ目の中見出し  
のところ「子供が話しやすい大人を自ら選び」と書かれていて、これはすてきだと思  
ったのですがけれども、それを自ら選ぶと具体的にどうなるのだろうということが資料3以  
下でよく分からなくて、この子供にどの意見表明等支援員がつくというのはどのようなイ  
メージで今いらっしゃるかをぜひ教えていただけませんかというのが1つ目のマ  
ッチングの質問です。

2つ目の意見表明等支援員が話す相手が誰でしょうのところ、資料4の図を見ますと  
意見表明等支援員の方々の矢印が向いているのが子供と児童福祉司だったり里親だつたり  
となっているのですが、私は先ほどの藤岡委員の話は非常にうなずきながら聞いて

いましたのは、結局、新たな場面になって急に意見表明等支援員が出てくるのですが、私は前のときにも話したのですが、ずっと子供に身近に関わっている方がいて、その方が子供の意見などをよく分かっているのですよね。

私も、例えば社会福祉法人カリヨン子どもセンターの子ども担当弁護士であるときですとか、あるいは区の権利擁護委員として調整するときも、やはりその子にもともと関わっていたケースによっては民生児童員の方が本当によく聞いていたり、ケースによっては保健所の保健師の方がずっと付き添って聞いていたり、精神保健福祉センターの職員の方がずっと聞いていたりとなると、途中から入った代理人で来た方も、子供とだけではなくてずっと子供が信頼して話をしていてくれた方と連携を取り合いながら、ようやく子供の意見表明を支えることができるなということを実感しているのですね。

ですから、今のこの文章と図だと、子供とその意見を聞いた結果を代弁する相手に話すとなっているのですけれども、せっかくソーシャルワーカーということを念頭に置いているのだとすると、そのように子供と関わっていて子供が信頼している、先ほど藤岡委員がチームとおっしゃいましたけれども、そのような動きを想定していると伺ってよろしいですかということが、会う相手は誰になるのでしょうかというところの2点目です。

3つ目は、ソーシャルワーカー等の福祉専門職にまずは委託を基本ということはおそらく色々なことを考えてのことだろうなと思いつつ、他方で今回ヒアリングでも弁護士が何人かお話ししましたがけれども、弁護士になるということも場合によっては必要といえますか、子供と関係機関との間で結構意見が対立するときに常に紛争を調整している立場の弁護士や、あとは事実関係がどうなったのかとか、法的にどうだったのかというところを日常的に関わっている弁護士が出ていくとか、場合によっては児童福祉審議会に申立てをするというステージであったり、あとは措置決定という意味からすると、本当であれば28条申立てのときに子供手続代理人として弁護士が出ていくときもあるわけですね。

ですから、常に全部弁護士がというのも少し現実的ではないと思うのですが、事案によっては弁護士が加わるとか、あとはこのたたき台の中でも意見表明等支援員をサポートする仕組みを整えるとなっているので、その意見表明等支援員をサポートする仕組みの中に弁護士がいるのだとか、ケースによっては弁護士自身も意見表明等支援員になるのだとかというようなことも入るとよいのかなと思いつつ、その前に基本としてケースワーカー等福祉職とされた背景などを教えていただければということが3つ目でございます。

○磯谷部会長 事務局からお答えできますか。



○小林子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

まず「子供が話しやすい大人を自ら選び」というところと、意見表明等支援員のマッチングのところについてですけれども、ここの自ら選ぶというのは意見表明等支援員をAさんかBさんか選ぶということを考えている表現ではなくて、まず議論の前提として、その子供たちの周りにいる大人で子供たちが信頼関係を構築できた人に話せる体制というものを全体として考えていく必要があるということ述べているものです。

ですので、意見表明等支援員について、そもそもマッチングするようなシステムを入れるかどうかということについては、ここではまだ何も述べていないし、これまでも議論されていないというところになります。

それから、意見表明等支援員が誰に会って誰と話すのかということについては、基本的には措置決定の場面での意見を支援すると考えていますので、その関係者と思っております。今、想定しているのはそのようなところです。

それから、最後の担い手につきましては資料の御説明でもさせていただきましたが、担い手については全く議論されておられませんので、今ここでは例えば必要な資質を福祉専門職と資格で規定しておりますけれども、そうではなくて、例えば知見だったり、経験だったり、このような素養だったりというところで定義できるのであれば、またそういったことについても本日は御意見いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山下委員 ありがとうございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

1つ目、2つ目は、おそらくそれはそれで大体よかったかな。

意見表明等支援員の資格の問題といたしますか、そこはとても重要な問題だと思うので、ぜひ御意見をいただければと思います。それぞれ色々イメージがとおりだと思うので、遠慮なくどうでしょうか。

では、川瀬委員お願いします。

○川瀬委員 ありがとうございます。

誰がなるかというよりは、どのような方たちが組織化されて、そこに意見表明の環境をつくっていくかということが大事だと思っていて、私たちのところでは養成された市民の方が中心となってやっているのですけれども、山下委員が先ほどおっしゃったように、少しバックアップ的に初歩的なことだったりとか、あるいは精神科医の方がいたりして専門的な助言とか、少し市民では対応がなかなか難しいなというときにそのような方に御助言

をいただけるような体制を組んでいたりします。

それで、前も話したか、少し忘れてしまったのですが、リソースがやはり非常に限られていて、その有資格者はどこも欲しいと思うのですよね。何か新たに制度をつくるといったときにそれが食い合ってしまうようなデザインだとあまりうまくはないのかなと思っていて、専門的な知見がないと絶対難しいという場面と、色々なピアなサポートだったり、市民の参画だったり、もう少し色々なデザインができるのではないかなと私たちの実践からは思っているところです。

一旦、ここで終わります。

○磯谷部会長 ありがとうございます。もう少し広げて、養成をされた市民の方などもよいのではないかというような御意見だったと思います。

他はいかがですか。

では、佐久間委員お願いします。

○佐久間委員 佐久間です。

今、皆さんの御意見を聞いて、もちろん東京都としてはきちんと資格を持った方たちのほうがきちんと説明がつくなどは思いましたが、先ほど川瀬委員がおっしゃったように、その資格を持っている方たちが取り合いになってしまうということは容易に想像できることかなとも思いました。

それで、私は東京都の子育て支援員の研修を受けて、実際に養護施設とは違いますけれども、少し迎えに行ってほしいとか、そういったことをボランティアとしてやっているのですが、そういった中でも結構ばりばり体が動くと言うと変ですが、活動的にやっぴらっしゃる方もいて、保育士の資格などは持っていないのだけれども子育て支援にとっても興味があってやっていますという方たちとの出会いがあったので、最初の入口のところは東京都の子育て支援員の研修を受けた方を活用する、その後、山下委員のような弁護士の方はやはり法律的に解決するところを出ると、チームのように互いを補い合える関係性ができればうまくいくのではないかなと、そのように浅はかですが思いました。

以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

他はいかがですか。

では、伊藤委員お願いします。

○伊藤委員 私も同じような意見で、チームのようなものがあつたらよいなと思いました。

そのチームをつくるに当たって、やはりキーワードは情報の共有のようなものになると思うので、その子が里親家庭にいるのか、施設に移ったのか、場所が変わってもどのような状況であっても誰が見てもきちんと一本化されていて取れるような情報の共有と、それからそのときその結果がどうだったのかとか、そのようなところまできちんと分かるような、結果も踏まえて検証できるような情報と制度があったらよいかと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

内山委員、お願いします。

○内山委員 内山です。

私は非常に単純な質問なのですが、地方自治体がこの制度をつくりなさいということになっていて、おそらく、東京都ではそれなりの時期からずっと色々考え始めていたのではないかと思います。単純にこの意見表明等支援員の規模というのでしょうか、どの程度の人数が必要になると東京都が想定されたのかということをし少し聞いてみたいと思うのですが。

○磯谷部会長 では、答えられる範囲で事務局お願いできますか。

○小林子供・子育て計画担当課長 意見表明等支援員の規模につきましては、具体的なニーズがどの辺りにあるのかということをもとにモデル事業で部分的に行ってみた中で、最終的に見積もっていきたいと考えております。

○磯谷部会長 東京都は、一時保護が年間に2,000件ぐらいでしたか。そうすると、基本的にはそこには合っていくという感じでしょうか。

○小林子供・子育て計画担当課長 そうですね。今のモデル事業のスキームをベースに考えますと、対象者数はそこに含まれていくということになります。

ただし、やってみて実際にどのように意見表明等支援員を使ってみたいというニーズが出てくるのかということも併せて検証していくことになると思いますので、規模としては、保護件数見合い見込んでいるわけでもなく、相談内容によって回数だったり頻度だったりというようなことも異なってくると思いますので、そこは使われ方を見てもないと難しいところかなと考えているところです。

○磯谷部会長 そうですね。正確な見立てというのは今は難しいでしょうね。

山下委員、どうぞ。

○山下委員 しかし、2,000件あったとしても小学校高学年以上なので、2,000件

の半分もいかないぐらいですかね。半分か、半分以下ぐらいではないかなと思います。

○磯谷部会長 では、川瀬委員お願いします。

○川瀬委員 イギリスなどでは、オプトインなのか、オプトアウトなのかという議論が今なされていて、オプトアウトに切り替えていこうというような議論がされています。

要は、いらないよ、僕にとってアドボケイトはいらないよといった場合のみつかない。基本的には使える権利は付与しておいて、必要ないですと言った方からは外れるという感じで、必要なので使わせてくださいとか、意見表明したいですという場合につけるという形でカウントすると非常にニーズが矮小化されてしまうリスクがあるかなと思います。

○磯谷部会長 なるほど、分かりました。そうすると、規模感のところの厳密なお話はなかなか難しいというところではございました。

先ほどからの議論だと、この福祉専門職だけということでは必ずしもなくて、市民の方に一定の養成をしてという意見もありましたし、弁護士であるとか、そういった方も一つの候補としてあり得るのではないかというお話もありました。他に何かこれに関連してございますか。

では、まず能登委員で、川瀬委員お願いします。

○能登委員 私は里親の立場でということで申し上げますと、やはり里子は日常的に里親に文句を言ったりして、そこで解消していくというような中身があって、それ以上のことを言うとう自分がここにいらなくなるのではないかという不安を持ちながら生活している状況があると思うのですね。

それで、状況が分かって何でも話せると、里親支援専門相談員の方たちが割と子供と一緒に話をしたりとか、色々大変なときにはお話をしてくださったりしているので、里親に関しては里親支援専門相談員の方たちがそのような役割を果たしてくれるということは一つの方法かなとは思いますが。

○磯谷部会長 では、川瀬委員お願いします。

○川瀬委員 短めにですけれども、市民参画型のモデルと、もう少しフォーマルなモデルと、色々試してみたらよいと思うのです。おそらく、全然違う成果があると思うので、これで行うのだというように一本に絞り込む必要はないのではないかとというのが1点です。

もう一つは、市民の参画となぜ言ったのかというと、これはある経験者の方が非常に社会的養護の支援の方たちが周りにたくさんいるけれども、私たちは別に支援者の中でずっと生きていくわけではないのだと、そのような理解のある方もそうではない方もいる社会

の中でこれから自立していくという話をしていました。

それで、これは前にも言ったかな。どんどん今このような支援が専門家、高度化していると思うのですが、非常に深刻な状況や専門的な対応が必要なところにはそのようなリソースが集まったほうがよいと思うのですが、やはりその周辺にいる、困難に直面している子供や家庭に対しての理解ある市民というものをもっと喚起していくとか、地域の中での理解者を増やしていくとか、そのような角度で子供の権利、子供の声を地域やコミュニティなどでみんな大事にしていこうよというメッセージを発信し得る方向性もあり得ると思うのです。

ですから、本当に合理的に限られたリソースを効率よくスポット的に当てていくという方向性もできるし、もっと広く、例えば子ども食堂のようなもっと地域の中で眠っている力を働きかけて喚起していくような、そのような制度から文化をつくっていくようなアプローチもあり得るのだらうと思うのです。

その辺りはもう少し広い視点で、せつかくの機会なのでやらなければいけないことというのではなくて、どう前向きに価値を高めていけるかという視点で考えていけるとよいのかなと思いました。

○磯谷部会長 おそらくこの事務局の案としては、まずはモデル事業としてこの福祉専門職で行ってみるといってお話にはなっていると思うのですが、それはそれで一定の合理性はあると思うものの、逆に今のように市民の方を養成してというようなことがもし想定されるのであれば、それもやはりモデルで行って見ないと結局分からないのではないかという気もするし、委員の皆様からするとその辺りはどんな感じでしょうか。やはり最初からもう少し色々な形で行ったほうがよいのか、取りあえず最初はこの福祉専門職で行ってみてもよいのか、その辺りの御意見はいかがでしょうか。

では、柏女委員お願いいたします。

○柏女委員 川瀬委員がおっしゃったことも一定の合理性はやはりあると思うし、実際にもう動いているわけですので、そのような意味ではいくつかのモデルを行ってみるといふことはやれるかなと思っています。

きっとそのモデル事業を行うときに、そこだけの問題だと思うのですね。まず、どの場所を対象にするかということは、これはもう行ってみればよいわけで、そうではなくて専門職かそうでないかということは、今、現実にはいくつかのタイプがあるわけなので、それをまず行ってみて効果を見ていくということで私はよいのではないかと思います。

もう一つは、そのためには研修の意味合いが少し変わってくる。研修できる体制をつくるとかというようなどころがあるので、モデル事業でもおそらく研修を行って、あるいはプログラムを開発するというものも同時並行で進めていかなければならないので、そこも子育て支援員の研修だと専門職の資格を持っている方が一定の科目免除だとか、そのようなやり方をしていますけれども、そうするのか、あるいはそうではなくて専門職であったとしても全部受けてもらうとするのか。そのような工夫をすれば行っていけるのではないかとはいっています。

そうすると、他のところにもそれが跳ねるのであれば、先ほど章立てを言いましたけれども、その最後のところにモデル事業の実施のようにして、1から5までのところで検討しなければいけないことがたくさんあります。その中で、モデル事業を次に最後のところで実施してみます。このモデル事業はこのように限定をつけて行ってみますというようなやり方で報告書をつくれればよいのかなと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 分かりました。念のため確認ですがけれども、要するにこの福祉専門職に限らずに少し幅を広げて、まずモデルを行ってみるのは構わないのではないかということですよ。それが1つ目と、それから今の最後のお話は、本体の部分はモデルというよりも、我々としてこのような制度が必要なのではないですかという答申にして、そして最後に取りあえずまずこういうモデルを行ってみるというような位置づけですね。

○柏女委員 そのようなイメージで行うと、現実的な制約があったとしても、モデル事業のところではこれで行って見ますと、それこそまずはということが言えるのかなと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 分かりました。

では、松原委員が先で、その後に西尾子供・子育て施策推進担当部長お願いします。

○松原委員 非常に迷うところなのですがけれども、モデル事業を設定するのもあり得るかなと思うのですが、色々な形で行ってみることに子供の権利擁護という側面から一定の担保がないと、これは不十分でしたねという、そのモデルの対象になった子供にとっては非常に権利侵害につながりかねないような状況になるので、それを俯瞰して評価できる、あるいは不十分であれば関われるようなシステムがないと、本来この児童福祉審議会で議論してきた必要性が達成できないのではないかと。

ですから、一本にする必要はないと思うのですが、何らかの子供の権利擁護というもともとのところを担保できるような方策を講じておかないと、モデル事業というものは行えないのではないかと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

では、西尾子供・子育て施策推進担当部長お願いします。

○西尾子供・子育て施策推進担当部長 意見表明等支援員の資格的なところにも関わるのですけれども、我々も少し悩んでいることが意見表明等支援員の機能なのですが、その名のおり意見表明を支援するところに留まるのか、いや、そうではなくて先ほど弁護士の参画もという話があって、それも当然考え得るのだろうとは思いつつ、そうなる意見表明の支援にとどまらず調整機能という、おそらくこの意見対立の中でここを調整するという一歩踏み込んだ機能が期待されてしまうようなところでは、この意見表明支援の機能をどこまで求めるのかというところは少し悩ましくて、もしくは海外の事例でここまでなのだとか、今、市民の参画の方から弁護士のところまで幅広い意見になっているのですけれども、どこに焦点を当てたらよいのかということが海外の事例などでヒントになるようなことがあるのかどうか、そこを教えていただきたいのですが。

○磯谷部会長 では、川瀬委員お願いします。

○川瀬委員 ありがとうございます。

意見表明支援なのでかなり絞っていて、ケアワーカー、ケースワーカーはまた別において、本来その方たちが子供の意向をきちんと知っていたらもっと機能的に動けるといようなことを促進するような側面もあったりするんで、調整すべき方は他にいて、そこに子供がこのようなことを求めていますよということ子供と声を一緒に上げていくという側面が強いかと思います。

一方で、例えば定期的にアドボケイトが施設などを訪問して、そこで子供の権利の観点から色々気づいたことや、こうすればこのケアがよりよくなるだろうというような第三者の視点でシステムを働きかけていくということも同時に行ったりはするのですが、あくまでもそれはその範囲というか、結構焦点は絞られているなという印象はあります。

○西尾子供・子育て施策推進担当部長 ありがとうございます。

そのようなことだと、その機能をどこまでというところでも、また誰をということを少し考えていく側面があるかなと思います。

○磯谷部会長 1つは、児童福祉審議会の申立てのときのサポートというものが、ここでは

弁護士は一定程度お役に立てるかなということがあることと、それからもう一つは先ほどチームでという話が伊藤委員、あるいは藤岡委員からもあったと思うのですが、例えば弁護士が意見表明等支援員になったからといって、他の支援と全く同じように、全く同じ役割を果たすのかということ、そこは必ずしもそうでもなくてよいのかなという感じもして、そのチームの一員としてふだんは別に施設訪問とかをするわけではないけれども、例えば権利の解釈などで非常に難しい問題が出てきたときに助言をしたりであるとか、あるいはこれはやはり児童福祉審議会に申し立てるということがあるのではないかとか、そのような働きかけといいますか、関わりというのもありなのかなとも思うのですが、どうでしょうか。

山下委員、どうぞ。

○山下委員 今の西尾子供・子育て施策推進担当部長の御指摘は非常に大事なところかと思っていて、ひょっとして福祉職をまず基本にと置いたのは、弁護士全体を代表しておわび申し上げるわけではないのですが、やはり事案によっては闘争的になるところがあるわけですね。それで、徹底的に争わなければいけないところもあるけれども、しかし福祉の現場で子供の意見も大事にしながら、関係機関としっかり協調しながら子供の最善の利益を考えていかなければいけないというところが、通常の民事、刑事の弁護士業務とは少し違うのだということを知っている弁護士でないと、よけい子供の利益を害してしまうということもあり得るのではないかとすることは私自身も非常に認識をしているところです。だからこそ、弁護士が関わるとしても場面を少し児童福祉審議会の申立てのときにかけるとか、あるいはチームとして支えるとかですね。

ただ、先ほどの西尾子供・子育て施策推進担当部長のお話ですと、意見表明を支援するというのと、その次のステップの調整まで入ってしまうところがはっきり線引きできるような感じにも少し聞こえたのですが、ここは結構グレーゾーンで、どこまでが意見表明の支援で、どこから先が調整でということは事案によっては曖昧なところもあるかと思うのです。

むしろ資料2のところに戻ったときに、先ほど永野委員がおっしゃった、まず意見表明等の理解促進というものがあって、その上に意見表明支援の仕組みが乗っかるというところから考えると、意見表明は子供がしているのを支援しているのだけれども、相手の例えば児童福祉司が理解してくれていないというときには、支援するだけではなくて少し踏み込んで理解してくださいと調整に入らなければいけない場面もあったり、それはもともと



の資料2で言うところの土台のところにも関わってくると思うのです。

ですから、意見表明の支援のレベルにとどまるか、調整まで入るかというのは、意外とそんなに区切りはできないのではないかなと思うと、他方でもし弁護士が関わるのだとしても、時には少し対立的なというか、強く言わなければいけないものがあるかもしれないけれども、そうではなく基本は意見表明を支えることでしっかり関係機関と連携が取れる方、それは弁護士という肩書であろうと、福祉職であろうと、市民の方であろうと、そこはしっかり研修などをして最低限のところを担保した方が関わるという仕組みにするということが大事なのかなと思いました。

○西尾子供・子育て施策推進担当部長 そうすると、先ほどの最初のマッチングですね。色々意見表明等支援員の方のグラデーションというか、市民の方の参画もあったり、場面によっては弁護士がということでは、子供自身が望むという形なのか、ケースによってチームの中でこの方がこの場面では意見表明等支援員にふさわしいのではないかとということで、色々バリエーションが出てくる中での話というイメージですよ。

○山下委員 そのようなイメージです。意見表明の中身やレベルも本当に様々でしょうし、子供が信頼できる相手というものがどういう方なのか。結構、弁護士というのは少し怖いからやめておきますとかという子供も多いので、色々なバリエーション、色々なパラメーターの要素がある中で、子供の権利擁護というか、意見表明を支えるような仕組みができるとういよなと思っています。

○西尾子供・子育て施策推進担当部長 ありがとうございます。

○磯谷部会長 今、資格の話も出てきましたけれども、もう一つは松原委員から先ほどあった独任制かなど、要するに帰属の問題もありましたね。これも結構重要な問題なのかなとは思っていますけれども、この辺りは何か補足などございますか。

○松原委員 子供に会えなければ意味がないので、例えば里親家庭では先ほど能登委員が、少しそれはというお話もされていたし、しかし必要があれば会いに行けるような所属というものは必要ではないかと思うのです。

あとは、調整型であるにせよ、意見形成にせよ、行政にも偏らないし現場にも偏らない第三者性というか、独立性を持っていないと意見表明の意味がないと思うので、そのようなことができる組織を新たにつくるのか、どこかの組織の中に1つ独立した部門を設けるのか、よく分からないですけれども、あるいは新たな組織をつくってもよいかもしれないですね。その辺りの検討は私も答えが出せないのですけれども、必要ではないかなと思

ます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

中立性だとか第三者性だとかというところについては、すみませんが、私の見落としかもしれないけれども、その辺りの記載はありましたか。

○小林子供・子育て計画担当課長 国が示しておりますガイドラインでは、想定される形態といたしまして「弁護士、福祉専門職団体、NPO、社会的養護者の当事者団体などの機関への委託又は互助などにより実施」と書かれています。

これは、参考資料1の表の下に「意見表明等支援事業」というところがございます、その箇条書きで抜粋をして記載しております。

○磯谷部会長 なるほど。1つは組織的に何か独立性を保障するのかという話と、もう一つはそこまでいくかどうかはともかくとして設置要綱なのか何なのか分かりませんが、何らかの形で少し中立性、第三者性のようなところ、つまり専ら子供の意見の代弁というところですね。そのようなところを何か言葉として担保しておくというのも一つはあるのかなと思いました。この辺りの位置づけという点で、いかがでしょうか。

柏女委員、どうぞ。

○柏女委員 今ある組織、国のほうで挙げている組織は、これは大事なことだと思いますが、それ以外にも独立型の社会福祉士の事務所を開いている方とか、心理もそうですけれども、独立型で開いているところもありますので、そのようなところもやってもよいのではないかと思います。成年後見人もしたりしていますので、会計士や、税理士など、そのような方もいらっしゃると思いますので、割と裾野は幅広くに独立性が担保できるということを基準に置いてそのような一定の資格などを有する方々に広めに行っておいたほうが数を担保できるのではないかとはい思います。

以上です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

他に今の点でも結構ですし、あるいは他の論点でもよいですけれども、その意見表明等支援員の辺りでいかがですか。

永野委員、お願いします。

○永野委員 非常に迷って、どうしたらよいか答えが出ていないところなのですが、私は社会福祉士を養成する学校で今、教員をしているので、委員の皆様もたくさんいらっしゃる中でそのようなことを代表して言う立場にはないのですが、単純に社会福祉士やソ

一シャルワーカーになっている方がいわゆるアドボケイトの機能を果たせるかという、もちろんできると思うのですけれども、やはり何かしらの研修だとか、きちんと役割についても一回確認するということは必要だと思っています。もちろん研修されるということなので研修が必要だなど、機能の確認だとか、資格で区切れないものがあるって、意見表明とは何かだとか、子供の権利とは何かというようなことをきちんと授業で行っているつもりですけれども、なかなかそこは実践となるとまた少し違うところもあるかもしれないなという不安を若干覚えたという意見です。

ですから、きちんとした研修や養成のプログラムというものはかなり重要かと思います。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。

私の関心事で申し訳ないのですけれども、児童福祉審議会に申立てをしますよね。それで、これはその後どうなるのだろうというところが私自身のイメージがないのです。というのは、子供が児童福祉審議会に申し立てて、児童福祉審議会は一体何をしてあげられるのか。そこの辺りをもし事務局でもう少しイメージがあればお願いします。

○小林子供・子育て計画担当課長 資料5で、今後の課題として、申立てを受けた後の調査審議や子供へのフィードバックについてどのようにしていくのか、体制やフローの整理が必要と整理をさせていただいております。これまで、この部分については議論になっていなかったこともあってこのように書かせていただいているのですけれども、児童福祉審議会等の事務局を当然私どもはしておりますので、そこでのイメージで申し上げますと、先ほどから児童福祉審議会に申し立てるに当たってはやはり法律関係者の支援が必要ではないかというようなお話もありましたが、そこまで行ってもらおうということは考えていなくて、やはり子供自身が申し立てる、申し立てたいのだという意思で申し立てるというときに、いきなり子供が児童福祉審議会に一人だけで来るというのはなかなか難しい。そのようなときに、意見表明等支援員がついてあげられればよいのかなと考えています。

その後は、児童福祉審議会については一旦受理をしていただいて、申立てを受けた後の調査を行う場所というのが必要になるかと思います。申し立てる子供に申し立てるに当たって審議に必要な準備を求めることは酷だろうと思っておりますので、意見表明等支援員等が、他の様々な相談先なども教えたりしながら意見を聞いて、やはり申し立てたいというときには、まずその意思を持って申し立てていただいて、その後の調査審議をする組織、調査員なりが関係者から様々な調査を行って、その内容をもって児童福祉審議会で審議をしていくという体制が現実的ではないかと考えております。

しかし、そこについては全く議論しておりませんので、御意見をいただければと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

それで、申立てをする内容としては、例えば自分は家に帰りたいのに帰らせてもらえないというような話だとか、このような施設に行きたいのにそのような施設に入れてもらっていないだとか、そのようなことで、それを児童福祉審議会としては受け止めて、どのように返していく感じなのですか。要するに、児童相談所などに助言をするという感じですか。

○小林子供・子育て計画担当課長 子供の意見と支援方針が異なっているということになると思いますので、どういった考え方でその支援方針に現在なっているのかですとか、そういった子供の希望なり意見なりがどのように認識されていたのかといったようなことについて調査をし、必要に応じて例えば説明が足りていたのかとか、こういう考え方があるのではないかという意見を述べていくという形になるかと思います。

○磯谷部会長 実際、そうですね。何か決められるわけではないので。

では、まず柏女委員、その後に山下委員ですね。

○柏女委員 その調整の場としては、苦情解決部会が東京都の社会福祉協議会にありますが、そこで行うようなこととほぼ変わらないような仕組みになるのではないかと思うのです。

例えば、子供たちが家に帰りたいのにどうしても帰してくれないとなると、まずは第三者委員だとか施設に言う。けれども、それは無理だよ、帰れないよと、それを子供はどうしても納得できないと運営適正化委員会の苦情解決部会に言うべきだということは伝えなければいけないことになっているわけですから、子供がそれを言う。

そうすると、受付で相談した方たちがチームで対応することになって、そこには弁護士もいるし、臨床心理士だとか、そのような専門職がいるわけですね。その専門職が話し合っていて、それはそうだねというように思うと、今度は調整の場をつくるわけでしょう。調整の場をつかって、そして弁護士が前に出て行って、これは子供が帰るのは正当性があると思うよというように言っても、調整の結果、そうはならないかもしれない。

しかし、そのような調整までいく仕組みになっているわけですから、それであればそちらを使えばよいのではないかというようにもなるわけですね。

しかし、そちらは無償なわけです。第三者委員は原則無償だし、そこにいる運営適正化委員会の方たちも現在無償ですから、それでいくのかという議論はあると思います。権利

擁護部会で行えば有償になるわけですね。一回議論すればお手当てが出ますので、その辺りのところは少し整理をしておかないとならないのかなとは思いました。

ただし、既存の制度は活用できると思っています。私もそれをしていたので。

○磯谷部会長 では、山下委員どうぞ。

○山下委員 一時保護されている子供が解除されるだとか、措置がどうなるというところで、子供の意見を児童相談所が受け止めてくれないから児童福祉審議会に意見調整に入ってくれとなった場合に、一時保護は原則2か月で、児童福祉審議会が合議体で、普通の28条申立ての諮問のように意見だけ言って終わるということはあまり現実的でないようなところもありつつも、例えば令和3年に始まった里親子のサポートネットのように、児童福祉審議会が最後にこじれたときには審議して意見を出すけれども、実際の調整活動は里親養育専門相談事業専門相談員が動いて、児童相談所や里親に働きかけて、どうしてもそれでもだめであれば、最後は児童福祉審議会が児童相談所に何か言いますというような仕組みをイメージしていらっしゃるのか。それとも、そういうのはすっ飛ばして子供が申し立てて、児童福祉審議会が審議して児童相談所にこうなさいというように言うのをイメージするか。そこもこれからイメージしていくという感じでしょうか。

○磯谷部会長 では、西尾子供・子育て施策推進担当部長。

○西尾子供・子育て施策推進担当部長 ありがとうございます。

これは私見というか、東京都の代表ではなくて一人の職員として申し上げるのですが、今の山下委員のイメージは私が持っているイメージと重なるのです。今、里親子のサポートネットということで、里親制度の中で意見対立をしたときに調整役として機能していただいているというところなのですけれども、先ほどのどこまで意見表明等支援員の機能をとという話にもつながりますが、そういった場面で弁護士が登場して調整していただくところは、里親子のサポートネットを見ているとうまく機能しているし、実は大変な御苦勞をいただいているのですけれども、イメージとしては入りやすいなと私は思いました。

すみません。感想めいた話になりました。

○磯谷部会長 では、小林子供・子育て計画担当課長お願いします。

○小林子供・子育て計画担当課長 並行して調査なり調整を行っていくのか、先に申立てを受けてというようにしていくのか、順番はこれから検討といいますか、どのようにしたらよいのかは御意見をいただきたいところです。

それで、先ほどから議論になっている、弁護士と福祉職なのか、市民なのかというところ

ろの役割分担では、事務局ではどちらかという申立てを受けた後の調査審議だったり、その後の調整で弁護士なり、そういった専門家の方に入っていて、意見の形成支援や代弁などというところについては、寄り添う立場の方に主に担っていただくというようなイメージで考えております。

○磯谷部会長 それこそ少し田中委員や川瀬委員にもお尋ねしたいのですけれども、子供がたとえ付添いの支援員がいるとはいえ、都庁のこのような児童福祉審議会の場合に来て意見を言うということについてはどんな感じなのですか。しかし、それはできそうな感じなのか。

○川瀬委員 子供にとってはその場が何なのかということは全然見えないので、そこに行って解決しようというような、そもそもそのような選択になっていきにくいと思うのです。子供は自分のケースに関する児童相談所のケース会議にすら出られないことが多いので、全く会ったこともない方たちが自分のことについて色々してくれるという感覚や、ではそれが実際に成功した事例などはかなり見えにくいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○田中委員 現実的かということ、非現実的かなというのが率直なところですね。しかも、何歳の子供か分かりませんが、関係性の薄い大人と一緒に来るとなると、そもそも自分の本音の部分の意見が出るとは思えないと思います。

あとは、それこそ山下委員がおっしゃっていたような、ずっと何らかの形で関わってくれていた方が、では自分も一緒に行くよというような形で来てくれるのであれば、やはり硬いやり取りではなくて、日常生活の雑談のような話も受け止めてくださっている相手であれば、一緒に来ても多少の安全があってよいかと個人的には思います。

○川瀬委員 今の意見に重ねてなのですが、先ほど藤岡委員がおっしゃっていた話のときに少し思い起こしたことがあって、私どもが定期的に児童相談所に訪問している実践で、アドボケイトが連続して訪問している率と、子供からの意見表明の件数というものが結構強い相関があるということが分かりました。

これはどういうことかということ、アドボケイトは毎週来ると言っていて、1回目はこのような方なのだとか知り、2回目は他の方が何か話しているなということを知り、では次に日常の雑談を聞いてもらおうかなとか、やはり関係性が継続していくとだんだんということがある。

それで、田中委員もおっしゃっていましたが、日常の何気ない意見と、措置に関

する意見というものは、全然子供の中では分化されていないことが多くて、私も意見表明を受けると、ぱっと17項目くらいもらって、それを整理していくと、これは一時保護所でこのようところが嫌なのだねとか、このようなことを改善してほしいだとか、このようなことをしたいと思っているのだねだとか、これは保護者に言いたいことなのだねだとか、これはケースワーカーに説明してほしいことなのだねというように、ぱっと出てきたときにこちら側が措置に関する話を聞かせてねと言って出てくるような性質のものではないのではないかと、資料4の図を見ながらそんなことも思ったりしました。

○磯谷部会長 では、小林供・子育て計画担当課長お願いします。

○小林子供・子育て計画担当課長 今回の議論に関連して、私が本当に皆様から御意見をいただきたいと思うところなのですが、これまで再三、意見表明支援には、日常の信頼関係が構築されている方が重要だという議論をされていて、それは本当にそのとおりだと思います。

一方で、子供が措置に関してどうしても納得がいかないというときは、日常生活で関わっている施設の職員等は当事者である可能性が高い。そこで第三者的な立場の方が必要なのだろうと思っているのです。そうすると、どうしてもその方たちはある程度の距離がある方だという前提にならざるを得ないと思っています。すると今度は、利用しやすさとの兼合いが本当に難しい。そこをどう考えるかというところをまず御意見をいただきたいと思います。

それから、そのまま他の議論になってしまったので、改めて確認したいところなのですが、担い手の資質といいますか、どういう方がよいかというところで、私どもはたき台を福祉専門職というふうにしておりますけれども、資料説明で申し上げたとおりそこだけが絶対と思っているわけではありません。本日様々に御議論いただいたように、内容によってはこの方のほうがふさわしいという担い手はいると思います。一方で松原委員から御指摘がありましたとおり、それが逆に権利侵害になるような事態ということも絶対に避けたいと思っております、幅広く門戸を開放するのであれば、その方たちはやはり資質なり経験なりを最初から持っているべきではないか、そこに加えて、先ほど永野委員から御意見がありましたけれども、研修で役割や機能などということについてさらにしっかりもう一度その直前に学んでいただいた上で入っていくということも担保しないと、非常に不安だと私は思っています。

ですから、案件に応じて色々な方が担えるというのはそのとおりだと思うのですけれど

も、その色々な方が担い得る方というのがどういう方であるべきなのかというところを具体的にいただけると非常に安心できるなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

なかなか難しいところですが、いかがでしょうか。

では、永野委員お願いします。

○永野委員 すぐに答えがなくて申し訳ないですが、既に養成されている団体がいくつかあると思うので、どのように養成されているかということは少し学びたいと率直に思っているのですが、川瀬委員のところだったり、全国に先行している団体があると思うので、国も何かそのようなことを想定しながらきっと今、考えていると思うのですが、そのことを教えてもらえたらよいと、少し議論が進むかなと思いました。

あとは、少し関係ない話をしてよいですか。どうしても言いたかったことがあるのですが、資料3のところでは資質の話とか意見表明等支援員の話になっていますが、①の「意見表明等の理解促進」の小見出しの3番目だとか、特に導入のところの一時保護中の子供の措置決定に当たり、意見を聞く体制を整えるということがありますが、ここは本人が言うということももちろん含まれていると私は理解しているのですが、意見表明等支援員が聞いて、意見表明等支援員だけが伝達というか、代弁に行くということではなくて、子供本人が言いたいよと、基本的にはその場がオプトアウトかもしれないし、どちらか分からないけれども、その場がきちんとあって、自分のことを話し合っている場に自分も行ける。

そうことがおそらく、私のずっと想定していた参画ということだと思うので、私の理解はそうなのですが、そのことを抜かさないような表記があるとよいと思ったというのを忘れないうちに、話がそれてしまって申し訳ないのですが、以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

時間が迫ってというか、もうほとんどタイムアウトになってきているのですが、どうしましょうか。まず次回に向けて今日これをまず論点として言っておきたいと、それはまたぜひ次回の議題といいますか、それに加えてもらいたいというところがもしあれば、それを優先して伺ってと思います。

では、内山委員お願いします。

○内山委員 議論のというよりも、自分の中で少し区切りという意味になるのですが、この会議はあと2回なのですよね。それで、ずっと対象児童のところでは契約入所の児童の



ことについてお話ししてきていたのですけれども、資料5のところでも今後の検討事項に入  
れていただいておりますが、そこになぜこだわってきていたかという点、平成1  
8年10月に今の障害者総合支援法が完全施行になって、障害のある子供の福祉に契約と  
いう制度が持ち込まれて、それ以来、契約で施設に入所している子供たちは、これは表現  
が適切かどうかあれなのですけれども、阻害されているという点、のけ者扱いされている  
とずっと感じてきていたのです。

それは、児童福祉からも障害者福祉からも双方からそのようにされていると思ってきて  
いました。ですから、今回の児童の意見表明支援の仕組みづくりからも、子供であるにも  
かかわらず契約による入所だからということでもまた除外されてしまうのかなという思いが  
非常にあって、もしそうなる点とすると、これは人権侵害と言わざるを得ない点とずっと思  
ってきていたのです。

しかし、その中で自分で整理しなければいけない点とあって、では少し自分で整理した  
のですけれども、この施設に入所するということは児童期に家族から離されるということ  
で、それは措置であろうが、契約であろうが、当該児童の置かれた状況に変わりはないだ  
ろうと思います。

社会的養護という観点で言うと、もう随分前のことになるのですが、平成23年7月に  
厚生労働省の社会保障審議会の児童部会、社会的擁護専門委員会が取りまとめを出してい  
て、その理念のところでも「保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の公的責  
任で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する」としているの  
です。契約で入所をする子供も、適切な養育を受けられない子供なわけですね。それで、児  
童の権利に関する条約の第9条では親子不分離の原則が示されて、その上で第20条で家  
庭環境を奪われた児童の特別の保護、援助を受ける権利というものが示されているわけ  
です。

障害福祉制度の中で契約で入っている入所児童の取扱いという点も、障害者あるいは障  
害児が契約でこの福祉の事業を利用する場合は、大人の人たちは入所施設であっても相談  
事業所がつくるサービス等利用計画というものが必須なのです。

ところが、子供は通所の事業所を利用する、あるいは短期入所を利用する場合のみ、相  
談支援事業所がつくる障害児支援利用計画というものが必要になって、契約で障害児の入  
所施設を利用する子供だけが、このサービス等利用計画とか障害児支援の利用計画から除  
外されているのです。

おそらく、除外されているのは窓口というか、管轄が区市町村ではなくて都道府県、つまりは児童相談所が関わっているということだろうと思うのです。今は特別区にもありますけれども、全国レベルで見れば都道府県ということだと思っております。

それで、この資料5のところ「契約による入所する子供については、措置による入所との手続きの違い等を踏まえた上で」とあるのですけれども、おそらく、手続きの違いというのは書類上、措置通知書を発行するのか、受給者証を発行するのかの違いということかと思うのです。

障害児入所施設利用の受給者証が必要という判断を児童相談所が講じた時点で、児童相談所はこの当該児童に関して施設入所の必要があると判断をされたから受給者証を発行するということかと思うのです。保護者が入所させたいと言っているだけで受給者証を発行するということはおそらくないはずなので、手続きの違いはあれど、当該児童を入所させる状況にあると判断をした、そのことに違いはないのではないかと思います。

そうであるとするならば、資料1のところ「新たな仕組みとして、措置決定の場面に意見表明等支援員を導入していく」というところの「措置決定の場面に」というのは、入所決定の場面に、という文言に置き換えることもできるのではないかと思います。

しかし、現実的には今回のこの部会でこの件に関して結論を出すということはとても難しいことだと思っています。資料3の「意見表明等支援員の導入」のところ「意見表明等支援員の活動結果を効果検証し、段階的に導入範囲を拡大していく」とあって、ここに書かれている意味合いというものが全然違うとは分かっているのですけれども、無理やりの拡大解釈をして、この「段階的に導入範囲を拡大していく」という中に、いずれそう遠くない時期を目途としてこの契約で入所する児童も対象児童とするという文言が追加されるように、改めていずれかの機会に検討いただければと思います。おそらくブラッシュアップされていくと思いますので、その過程でそのようなことがお願いできればと思います。

少し長くなりましたが、以上でございます。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

他はいかがでしょうか。

柏女委員、お願いします。

○柏女委員 短く1点だけです。

先ほど少し苦情解決の仕組みのことを申し上げましたが、「意見表明等を支援する仕組みの充実」の「第三者委員と意見箱の活用促進」というところです。これと、それを今回

は措置決定だとか、そちらのほうに限定するとなると、児童養護施設の子供たちには意見表明等支援員が派遣されないという形になると思うのです。そうすると、代わりの役割をするのが第三者委員ということになって、その第三者委員の底上げを図るということになります。

逆にいえば、意見表明等支援員のほうはいわば有償で、しかも先ほど川瀬委員がおっしゃったように、1週間に1回とか継続して通って関係をつくっていくという感じになっていて、そこで収入が入るということになりますが、第三者委員の場合はそれが入らない仕組みになっていますので、そこを底上げするという場合にはこの意見表明等支援員と、それから第三者委員との整合性を担保していただくことが大事だという論点になってくるのではないかと、あるいはそれをどう考えたらよいかという論点が議論の一つとして行われなければならないかなと思いました。

以上です。

○磯谷部会長　そうですね。一面、やはり意見表明等支援員と第三者委員が類似の役割を果たすことになるわけで、それを前提にすると今おっしゃった整合性の問題、あとはひょっとすると先ほどから永野委員なども強調されていましたが、研修の部分などは第三者委員のほうも相当底上げが必要なのかもしれませんね。

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

では、川瀬委員お願いします。

○川瀬委員　おそらく色々な立場の方がジグソーパズルで表現したりするのですが、役割は独立しつつも連携していくというようなことが必要になってくると思ったときに、例えば第三者委員の目的というのは施設のサービスの向上とかということで、そのサービスの運営主体に対するアプローチだと思うのです。それで、意見表明等支援員は個人の権利を守るということで個に対するアプローチだと思うのですが、このように大体は一緒だよなと思いつつ、微妙にアプローチの角度とかが違う色々な方たちがいると思うのです。

それで、実践を行っていても、例えば何か解決するときに区の権利擁護委員や、あとは児童福祉審議会委員の皆さんと連携をしていくといったときに、近い領域にいるのだけれども、実は皆さんそれぞれ微妙にどういうことを根拠にとか、何のためということは違ったりするので、非常に独立しながら連携をしていくということで、みんなでこの関係をつくっていくのだといったときに、やはりそれぞれの目的が何なのかとか、どのように連携

をしていくのかという対話の機会が非常に必要だと思っています。

以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 資料4の導入のイメージという図のところですけども、里親委託になるところについては児童福祉司がしっかりと明記されているのですが、施設入所のところについては児童福祉司が消えてしまっているということで、これも今回私はヒアリングに入って児童自立支援施設等ではほぼ毎月に近いくらい児童福祉司、児童心理司が来て、どうかということだとか、家庭のことだとか、将来のことだとか、そのようなことを短時間だとは思いますが、ヒアリングをしているのですね。

しかし、児童養護施設に関わっては、ほぼ何か問題がないと児童福祉司はそんなに関わらなかつたりする部分があるので、やはり児童福祉司は措置から支援からその後の進路も含めてですけども、そこにしっかりと関わるという部分が重要だと思いますので、ぜひそういう図を書いていただければということが1点です。

それから、2点目は一番下の※印の5番のところの一時保護について面談でということ意見表明等支援員が関わるということなのですが、今後の課題ということでは今回の児童福祉法の改正で一時保護に関して司法の介入という部分が将来的にはされるということなので、そこの関係がどうなっていくのかという部分があって、ここのところは悩ましいので、こちらのほうがおそらく先行していくということになると思いますけれども、家庭裁判所の調査官だとか、そのような方たちが関わってくることになると思います。そのところは磯谷部会長のほうがよく知っているかもしれませんが、まだ少し体系的な部分がきちんと示されていないので、どうなっていくのかという心配というか、色々な方たちがぶつかってしまうという部分が出てくるのではないかと思いますので、そのところは今後の課題の整理というところでは論点整理の中に入れておく必要があるのではないかと考えています。

それから3点目、先ほど柏女委員から出されていますけれども、施設の第三者委員の研修はぜひ行ってほしいなと思っています。義務化にするまでいくかどうかはあれなのですが、割と第三者委員は長く関わっている方々が多いから、場合によっては3年に1度は研修を受けるだとか、そんなことも含めてやっていただいて、意見表明等支援員との担保というのでしょうか、それを確保するということが必要なのではないかと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

他には大丈夫ですか。よろしいですか。

では、今日の議論は一応ここまでにさせていただきたいと思うのですが、先ほど事務局から御質問があったうちの1点の意見表明等支援員の担い手ですね。これは川瀬委員から色々なヒントをいただいているものの、永野委員もおっしゃったように、他のところでも結構先行しているところがあって私もちらちらと聞くところはありますが、そういったところでどのような方をどのように養成して行っているのか。もちろんまだ皆さんはそんなに長い時間やっているわけではないので、課題もたくさんあるのだと思いますが、それにしてもどのような感じで行っているのかということをもし事務局である程度リサーチができるようであれば、それを教えていただいた上で議論するともう少し深まるかと思いましたが、大丈夫そうですか。行ってみられますか。

○小林子供・子育て計画担当課長 先行団体について御紹介をぜひいただきたいと思いますので、お問合せさせていただきます。よろしく願いいたします。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。よろしいですか。

それでは、今日の審議はこの程度にさせていただきます。今後の予定につきまして事務局からお願いいたします。

○小林子供・子育て計画担当課長 本日も、長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

今後の予定でございますけれども、いつもの資料ですが、資料6に記載をしております。次回専門部会につきましては事務局から御案内しておりますが、11月22日火曜日のまた6時半から開催予定となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

あとは、本日、傘をお忘れないようにお帰りいただければと思っておりますので、こちらもどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

○磯谷部会長 それでは、本日の第4回専門部会はこれで終了させていただきます。どうもお疲れさまでした。

午後8時47分

閉 会